

裾野市建設工事成績評定基準

1 目的

この基準は、裾野市建設工事検査規程（昭和54年裾野市訓令第5号。以下「検査規程」という。）第13条の規定に基づき、工事成績の評定（以下「評定」という。）について必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

2 評定の対象

評定の対象は、裾野市が発注した請負工事のうち1件の当初請負代金の額が130万円以上のものとする。

3 評定者

評定を行う者（以下「評定者」という。）は、検査員（検査規程第2条に定めるものをいう。以下同じ。）並びに担当監督員及び総括監督員とする。

4 評定の内容

評定は、工事の施工体制、施工状況、出来形、品質及び出来栄等について行うものとする。

5 評定の方法

- (1) 評定は、監督、検査等その他必要な事項について、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。
- (2) 工事成績の採点は、静岡県建設工事成績評定要領を準用して行うものとする。ただし、工事内容等により当該採点方法を適用することが適当でないと判断される場合はこの限りでない。
- (3) 評定の結果は、工事成績採点表に記録し、検査監に提出するものとする。

6 評定の時期

評定を行う時期は、検査員にあつては検査が終了したとき、監督員にあつては工事が完成したときとする。

7 評定の通知

- (1) 検査監は、工事成績採点表を受理したときは、工事検査結果通知書により評定結果を工事担当課長に通知するものとする。
- (2) 工事担当課長は、評定結果を受理したときは、工事検査結果通知書により受注者に通知するものとする。

8 評定の修正

評定者は、評定を通知した後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修

正しなければならない。

9 その他

この基準に定めるもののほか、評定の方法について必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月16日決裁）

この基準は、令和2年4月1日から施行する。